

さんぽちは
日本共産党です
No.145



市議会議員
長岡 よしかず
事務所ニュース
住所:菱屋西3-14-14
TEL:6722-5580・Fax:6722-0491
住所:森河内東1-36-15
TEL:6781-9915・Fax:6781-9905

政治革新の道しるべ
真実つたえ希望はこぶ
しんぶん赤旗
日刊紙 : 月2,900円
日曜版 : 月 800円
大阪民主新報 : 月 600円

政府税調方針

給与所得控除を縮小

勤め人を増税が直撃

6月議会の日程

- 6月
- 21日(火) 本会議 (代表質問)
 - 22日(水) 本会議 (個人質問)
 - 23日(木) 本会議 (個人質問)
 - 27日(月) 委員会審議
- 7月
- 4日(月) 全委員会
 - 7日(木) 本会議 (採決)

21日の代表質問は長岡議員の予定です。傍聴をお願いします。開会時間はいずれも、午前10時からです。

現行の給与所得控除は、年収660万円の給与所得者の場合、186万円が課税対象額から差し引かれていきます。05年度予算ベースでは、年間約213兆円の給与総額のうち、給与所得控除の総額は約9兆円。税額に換算すると約6・8兆円になります。給与所得控除の縮小は、定率減税の縮小・廃止(廃止で3・3兆円の負担増)とあわせて給与所得者を直撃します。

政府税調は、退職所得課税を強化することや、専業主婦のいる世帯の税負担を軽減してきた配偶者控除を縮小・廃止の方向で見直すことも検討しています。石会長は総会後の記者会見で、「(所得税の見直しは)早急に来年からやるというものではなく、数年先の話になる」との見通しを示し、報告書は「今後の税制『改革』、個人所得税『改革』のガイドライン(指針)となる」と述べました。

政府税制調査会(首相の諮問機関、石弘光会長)は10日、6月末にとりまとめる所得税と個人住民税の「見直し」に関する報告書について議論しました。報告書にはサラリーマン(給与所得者)の収入に依りて一定割合を課税対象額から差し引く給与所得控除を縮小する方向を盛り込む考えです。約5400万人のサラリーマン(4月の労働力調査、雇用者数)に増税の影響を及ぼすことは必至です。



政府税調は、すでに消費税率の二ケタ化(10%以上)を小泉首相に答申しており、同報告書は本格的な増税路線への転換を迫るものとなります。

現行の給与所得控除制度

給与の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%(金額が65万円以下の場合は65万円)
180万~360万円	収入金額×30%+18万円
360万~660万円	収入金額×20%+54万円
660万~1000万円	収入金額×10%+120万円
1000万円~	収入金額×5%+170万円

くらしの制度紹介⑦
~市民税の減免~

●内容

所得や理由によって市民税が減免されます。

●減免の対象

- ☆失業・廃業等、所得が前年と比べて4割以上減少する世帯
 - ☆障害者世帯
 - ☆寡婦世帯
 - ☆65歳以上の高齢者世帯
 - ☆就学援助、国保の一部負担減免等を受けている世帯など
- ※所得や理由等によって減免率(免除~3割減)は変わります